

## 平成26年4月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

当協議会では、新聞・チラシ広告等における広告表示や店頭展示車に表示するプライスボード・価格表の表示方法等に関する問い合わせや、イベント・キャンペーンにおける景品の提供方法等に関する相談について、会員事業者や広告代理店等から数多く寄せられております。そこで、当協議会では、月毎の問い合わせ・相談内容を分析し、受付状況やその内容の傾向等を情報提供しております。

なお、多く寄せられる問い合わせ・相談内容については、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

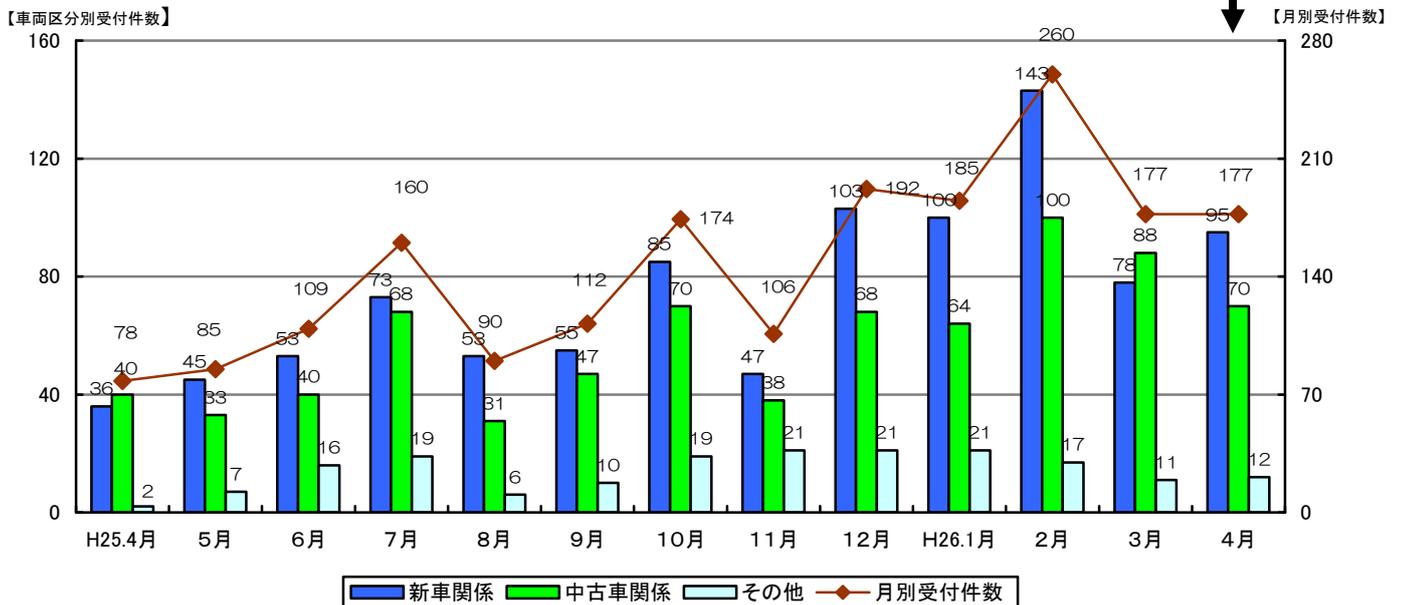
### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

新車関係では、広告代理店やメーカー系ディーラーからの広告表現に関する問い合わせが最も多く、中古車関係では、中古車情報誌社からの消費税引き上げに伴う表示方法に関する問い合わせ等が見受けられました。

【相談者の内訳・平成26年4月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	95	70	12	177
広告代理店等	30	11	5	46
メーカー系ディーラー	25	7	2	34
自動車関係団体	11	12	2	25
中古車情報誌社	4	27	1	32
中古車専門店	3	7	2	12
メーカー	18	5	0	23
新聞社	1	0	0	1
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	2	1	0	3

【相談受付件数の推移・平成25年4月～平成26年4月】



## 2. 新車関係

表示関係では「税金・諸費用」に関する問い合わせが多く、その内容としては、消費税率引き上げに伴う価格表示の方法に関するものや自動車取得税の減税の告知方法等に関するものでした。また、消費税増税後の販売促進を図るためのキャンペーン企画に関する相談も見受けられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	74	77.9%	その他	10	10.5%
景品関係	11	11.6%	合計	95	100%

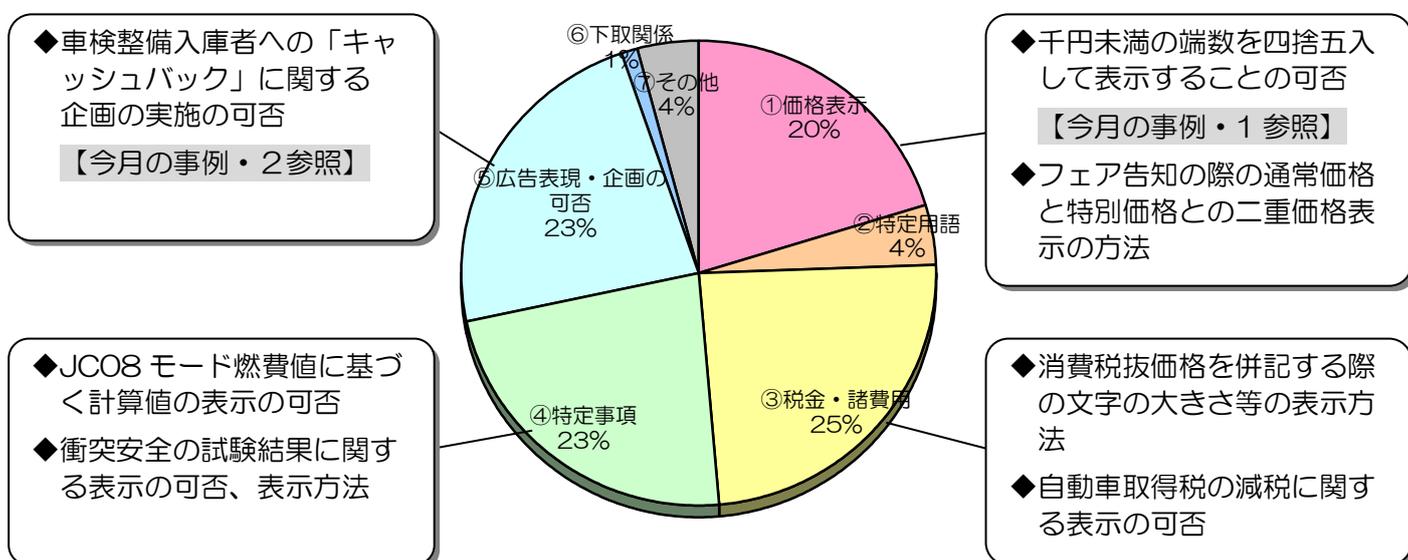
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	20.3%	④特定事項	17	23.0%
表示方法	3	4.1%	燃費	7	9.5%
付属品・特別仕様	2	2.7%	安全・環境 (ASV技術)	3	4.1%
値引き表示	4	5.4%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	1	1.4%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	4	5.4%	その他 (オプション等)	7	9.5%
その他 (オプションの表示)	1	1.4%	⑤広告表現・企画の可否	17	23.0%
②特定用語	3	4.1%	広告表現の可否	11	14.9%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	1	1.4%
その他 (最上級)	3	4.1%	抽象的な問い合わせ	5	6.8%
③税金・諸費用	18	24.3%	⑥下取関係	1	1.4%
消費税関係	8	10.8%	⑦その他	3	4.1%
その他 (自動車取得税)	10	13.5%	合計	74	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品 (もれなく)	2	18.2%	オープン懸賞	2	18.2%
一般懸賞 (抽選等)	4	36.4%	その他	3	27.3%
			合計	11	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するFAQにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例・1 販売価格の表示方法（端数の切り捨て、切り上げ）

### －問い合わせ内容－

消費税率引上げに伴い車両本体価格に千円未満の端数が出てしまう場合、チラシ広告に車両本体価格を表示する際は、以下のように切り捨て、または、切り上げて表示することはできますか？

＜表示例＞

車両本体価格 1, 234, 560円 ⇒ 車両本体価格 123.4万円（切り捨て）  
車両本体価格 123.5万円（切り上げ）

### －問い合わせへの回答－

車両本体価格の千円未満の端数を切り捨て、または、切り上げて表示することはできません。

＜正しい表示例＞

車両本体価格 123.456万円（万単位で表示）  
車両本体価格 1,234,560円（円単位で表示）

## 今月の事例・2 車検整備入庫を対象としたキャッシュバック

### －問い合わせ内容－

車検整備（車検整備費用2万円）の入庫を促進するために、キャンペーン期間中に入庫されたお客様全員に5,000円キャッシュバックすることを考えているのですが、金額の制限等がありますか？

### －問い合わせへの回答－

お客様全員を対象に実施する「キャッシュバック」（現金割戻し）は、「正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益」に当たり、景品提供には該当しませんので、景品の規制の対象とはなりません。

なお、「抽選」によるキャッシュバックを実施する場合は、懸賞による景品提供とみなされることとなります。よって、車検整備費用が5,000円以上の場合は、キャッシュバックすることができる「最高額（上限）は10万円」、かつ、「景品の総額の上限は、取引予定総額※の2%」以内で実施する必要があります。

＜景品の総額の上限の考え方＞

車検整備費用が2万円、当該フェア期間内での予定整備入庫台数1,000台とした場合

- ・取引予定総額…2,000万円
- ・景品の総額の上限（取引予定総額※の2%）…40万円

※取引予定総額とは、いわゆる「売上目標額」ではなく、前年・一昨年の同時期の入庫実績や同種の企画を実施した際の入庫実績等を参考にして合理的に算出されたキャンペーン期間中の売上予定総額のことです。

### 3. 中古車関係

表示関係では「消費税関係」に関する問い合わせが最も多く、その内容としては、消費税抜価格の表示の可否等でした。また、消費税引き上げに伴う販売促進策として「値引き表示」の可否に関する問い合わせも見受けられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	56	80.0%	その他	12	17.1%
景品関係	2	2.9%	合計	70	100%

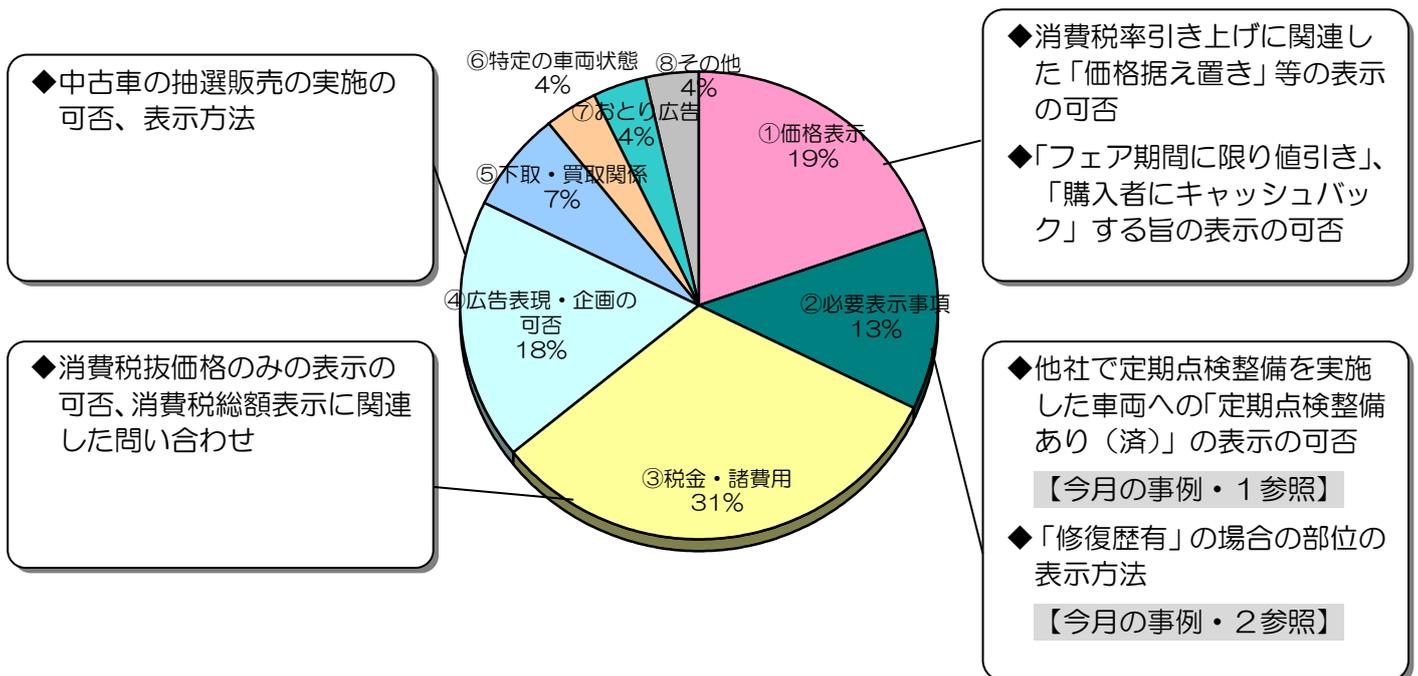
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	11	19.6%	③税金・諸費用	18	32.1%
表示方法	3	5.4%	消費税関係	18	32.1%
値引き表示	6	10.7%	その他（税金・諸費用）	0	0.0%
支払総額	0	0.0%	④広告表現・企画の可否	10	17.9%
割賦・リース	1	1.8%	広告表現の可否	4	7.1%
その他（価格の不表示）	1	1.8%	企画の可否	3	5.4%
②必要表示事項	7	12.5%	抽象的な問い合わせ	3	5.4%
走行距離数	1	1.8%	⑤下取・買取関係	4	7.1%
保証の有無	0	0.0%	⑥特定の車両状態	2	3.6%
定期点検整備実施状況	3	5.4%	⑦おとり広告	2	3.6%
その他（使用歴等）	3	5.4%	⑧その他	2	3.6%
			合計	56	100%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	0	0.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	50.0%	その他	1	50.0%
			合計	2	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するFAQにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例・1 定期点検整備実施状況の表示

### －問い合わせ内容－

定期点検整備を実施して間もない中古車（整備は他社で実施）が入庫したので、当社では定期点検整備を実施しないで販売しようと考えていますが、チラシに掲載する際は、定期点検整備が実施されて間もない車両のため『定期点検整備あり（済）』と表示しても問題ないですか？

### －問い合わせへの回答－

『定期点検整備あり（済）』と表示することはできません。『定期点検整備なし』と表示することとなります。

#### 《考え方》

規約では、販売事業者が販売（展示）時まで定期点検整備を実施する場合に『定期点検整備あり（済）』（整備を外注する場合を含む。）、実施しないで販売する場合は『定期点検整備なし』と表示することになっています。したがって、入庫前に他の事業者が定期点検整備を実施しているとしても、販売する事業者が定期点検整備を実施しないで販売する場合は『定期点検整備なし』と表示することとなります。

## 今月の事例・2 修復歴の部位の表示

### －問い合わせ内容－

修復歴のある中古車を販売する際に、修復歴の部位をお客様に口頭で説明したところ、書面で欲しいと求められたのですが、どのような書面を用意すればいいですか？

### －問い合わせへの回答－

修復歴のある中古車を展示する際には、プライスボードに『修復歴あり』と表示するとともに、修復歴の部位を『特定の車両状態について表示した書面』により表示する必要があります。表示する際に用いる書面については、以下のような書面があります。

#### 【特定の車両状態について表示した書面の例】

- ・コンディションノート
- ・カーチェックシート（個別査定書）
- ・メンテナンスノート（点検整備記録簿）等

#### 《考え方》

規約では、修復歴がある車両の場合は、修復歴の部位をコンディションノート等で表示するとともに、購入者には同書面を交付しなくてはなりません。なお、修復歴がある旨を表示しなかった場合は不当表示となります。

コンディションノートは、会員専用ページからダウンロードすることが出来ます。詳細については、公取協ホームページをご確認ください。

公取協ホームページは[こちら](http://www.aftc.or.jp/) <http://www.aftc.or.jp/>